

全国経済協議会をめぐる政策構想と

「暫定全国経済協議会令」

——第一次大戦後ドイツにおける暫定全国経済協議会の成立——

一 問題の所在

——暫定全国経済協議会をめぐる諸問題——

白 井 英 之

一九一九年八月一日制定、同月一四日に公布・施行された「ドイツ国憲法」第一六五条は、第一次大戦後のドイツにおける経済体制の基本的構想を謳った条項としての位置をしめていたが、その中でもとりわけ同条第三項は全国経済協議会 Reichswirtschaftsrat 設置を予告しており、それにもとづいて一九二〇年五月四日に「暫定全国経済協議会令 Verordnung über den vorläufigen Reichswirtschaftsrat」が公布された。暫定全国経済協議会 Vorläufiger Reichswirtschaftsrat は、この「暫定全国経済協議会令」にもとづいて組織された政策審議機関である。暫定全国経済協議会の活動は、いくつかの曲折を経ながらも、ヴァイマル期全般にわたっていたが、一九三四年三月をもって解散に追い込まれることになった。

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

暫定全国経済協議会を歴史的に展望すれば、つぎのような三つの時期について考えねばならないであろう。第一の時期は、暫定全国経済協議会が成立するにいたるまでの時期であり、憲法の規定がどのように「暫定全国経済協議会令」に結実するかという時期（一九一八年一月―一九二〇年五月）である。第二の時期は、当初の組織形態を保持したまま活動した三年間（一九二〇年六月―一九三三年六月）である。第三の時期は、それ以降ナチスによる解体までの時期（一九三三年六月―一九三四年三月）である。本稿は、全国経済協議会のこうした歴史の中でも、主として第一の時期について、つまり暫定全国経済協議会の形成過程の時期に限定して、その構想と設置の経緯、および「暫定全国経済協議会令」の内容、その問題点について考察しようとするものである。

ところで、暫定全国経済協議会は、後述するように、労・使団体を中心としつつ、その他の団体をも含めた形で各種利益団体代表から構成されていたから、当時の暫定全国経済協議会を把握する観点も、こうした諸団体の性格をどのように把握するかにひとえに依っていたと言つてよい。すなわち、これらの団体を階級代表として性格規定するか、あるいは、かかる視点をまったく放棄し、職業身分的性格を有するものとして性格規定するか、である。したがって、これらの把握に対応する見解は、暫定全国経済協議会を諸階級の対抗もしくは協調の場ととらえるか、あるいは、かかる階級の視点をまったく排除して国民統合の場ととらえるか、という把握観点につながることになる。これらは、暫定全国経済協議会研究史上にしめる論点のいくつかをすでに提示していると言えるから、ここではそうした代表的見解をとりあげて、当時、暫定全国経済協議会がどのように把握されていたかを見ておこう。以下においては、前者の観点からなされた議論¹⁾、とくに階級の対抗的側面を強調した議論としてナフタリ Fritz Naphtali の経済民主主義論¹⁾をとりあげ、他方、後者の観点からなされた議論としてターリン

＝タルンハイドン Edgar Tarnin-Tarnheyden のレーテ論をとりあげること、その点を確認したいと思う。

経済民主主義論は、社会民主党系の労働組合であったドイツ労働組合総同盟 Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund を主な担い手とし、総同盟の委託を受けたナフタリがその体系を一九二八年に『経済民主主義——その本質、方途、目標——』として編纂し、出版した。すでにわたくしは、経済民主主義論は労働者の国家への統合化論でありナチズムにいたる道を準備した、といふかねてからの理解に修正を迫る意図のもので、本書を主たる検討の対象としてとりあげ、経済民主主義論の基本的理念とその論理構造についての考察を試みた。

この試論において明らかにしたものは、——暫定全国経済協議会との関連でいうならば——経済民主主義の戦略は、資本主義的私的市場経済の蚕食におかれ、その担い手として強大化した労働組合が位置づけられていたといふこと、そしてその一手段として暫定全国経済協議会が位置づけられていたといふことであった。こうして、暫定全国経済協議会は、労働者あるいは労働組合の経済領域における国政レヴェルへの参加を保障するものであり、社会主義への展望を切り開く現実的の要素であるという点が強調された。⁽³⁾

これに対して、かかる階級的観点とは無縁の立場に立つ見解の一例として、タターリン＝タルンハイドンの議論をあげることができる。タターリン＝タルンハイドンはロシアとドイツのレーテ Raie 思想を比較検討する中で、前者が構想するレーテ体制を「プロレタリアートの組織形態」、「階級支配のレーテ体制」、あるいは最後には「プロレタリアートの独裁形態」とまで位置づけた。そして、ドイツのレーテ思想はロシアのそれと対峙しており、「国家に密着した実践的協働 Mitarbeit を目的として、国家におけるすべての仕事の組織形態を意味する」のであって、その体制は「国民にレーテの国家的権を実際に身をもって体験させるためにも、レーテの中で全国

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

民を掌握する」ことを意図している、と論じた。⁽⁴⁾ 彼が「国家における個々人の活動参加」をレーテ体制に見いだし、それを「頭数による民主主義 Kopfzahldemokratie」に比して「より真の民主主義である」と言うとき、⁽⁵⁾ あるいはまた別の著作においてこれを「経済的民主主義 wirtschaftliche Demokratie」⁽⁶⁾ 「有機体的民主主義 organische Demokratie」と言うとき、彼の脳裏にあるのは、——たとえそこで「参加」が主張されているようにとも——先に見たような経済民主主義論的な階級対抗的把握ではなく、むしろ「経済的な意味上での諸関連を基礎とした一連の特殊的共同体をおして、部分的共同体をおして、部分統合の方向へと……国家の統合をもたらすことを試みる」ような「民主主義」であった。⁽⁶⁾ 彼がここでイメージしている「レーテ」とは、憲法第一六五条で謳われたレーテ体制を指していたから、この中には全国経済協議会も当然のことながら念頭におかれていたし、彼は実際に論じてもいた。彼は、暫定全国経済協議会をかたる「有機体的」な立場からとらえることになる。すなわち、「職業身分原則 berufsständisches Prinzip」こそが全国経済協議会の「有機体的建設の出発点」になるのである。⁽⁷⁾

以上のような文献以外にも、暫定全国経済協議会が活動していたころのドイツにおいては、その実態に関する文献を、いくつか見いだすことができる。⁽⁸⁾ 時論をも含めたこの関係の文献は、暫定全国経済協議会がヴァイマル体制の基本構成要素として構想されたという事実を当時いかに重く受けとめていたか、という状況を示していたと理解されるときにも、暫定全国経済協議会を把握する観点の多様性を、つまり、その背後にある思想の多様性をも物語っていると言つてよいであろう。

しかし、暫定全国経済協議会を対象とした文献を、第二次大戦以後の文献の中に見いだそうとすると、管見の

限り、非常に数が少ないと言わざるをえない。ドイツでは、暫定全国経済協議会に関する若干の学位論文⁽⁹⁾、あるいは、暫定全国経済協議会とは別のテーマとの関連で、暫定全国経済協議会のある特定の局面を取り扱ったものが⁽¹⁰⁾ わずかながらも散見されるにすぎない、というのが実情であろう。そうした中で、暫定全国経済協議会のおおまかな流れと概要を把握しうるものとしては、わずかにナップーティン Anton Felix Napp-Zinn の論文⁽¹¹⁾ があげられるにとどまる。ただし、この論文の主題は、プロイセン国民経済会議 Preussischer Volkswirtschaftsrat の設立（一八八〇年）以後の国家的あるいは各州の参加諸機関について、超経営レヴェルにおける共同決定 überbetriebliche Mitbestimmung という視角から制度史的に整理するところにあつたから、⁽¹²⁾ 暫定全国経済協議会をめぐる思想、設置の経緯、活動、などについて詳しく論じられてはいるわけではない⁽¹³⁾。かかる状況から推し量れるように、暫定全国経済協議会それ自体についての研究は、資料の不十分さとあいまって、あまり進展を見えないと言えるであろう⁽¹⁴⁾。

他方、これまでのわたくしの研究関心は、ヴァイマル期ドイツの集団主義体制⁽¹⁵⁾ にしめる労使労働共同体の歴史的 position とその機能、およびその内部構造の実態と内部イデオロギー⁽¹⁶⁾ に向けられていた。これらの考察は、あくまでもその構成要素の一半である労働組合サイドを中心になされてきたから、労使労働共同体の全体像に迫るには、依然として遠い地点に立ると言わねばならないが、その作業をすすめる過程で課題として現れてきた対象が暫定全国経済協議会であった。暫定全国経済協議会が、労使労働共同体と共通して有していたのは、その基本的構造原理と基本的機能である。暫定全国経済協議会は労使労働共同体と一体となつて、ヴァイマル体制を集団主義体制として把握する根拠を基礎づける実態的要素にほかならないのである。それゆえ、これまでの考察におい

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

ては、暫定全国経済協議会研究が残された課題として提示されてきたのであった。

本稿は上に述べたような研究の希薄部を埋めることと、この課題に一歩をも近づけることを目的としたものである。

- (1) ヲリビニウリキヒルニハビノノモノトモナ。 Fritz Naphtali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, Berlin 1928. 山田高生訳『経済民主主義——本質・方途・目標——』、御茶の水書房、一九八三年。
- (2) ヲリビニウリキヒルニハビノノモノトモナ。 Edgar Tatarin-Tarnheyden, Die staatsrechtliche Entwicklung des Rätegedankens in der russischen und deutschen Revolution, in: Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich, 49. Jg., II. Halbbd., München und Leipzig 1925, [Abk.: E. Tatarin-Tarnheyden II.]; Derselbe, Berufsverbände und Wirtschaftsdemokratie. Ein Kommentar zu Artikel 165 der Reichsverfassung, Berlin 1930, [Abk.: E. Tatarin-Tarnheyden III].
- (3) 以上の点について、拙稿「経済民主主義論の構造と論理」、津田真澄・山田高生編著『社会政策の思想と歴史——大陽寺順一教授還暦記念論文集——』、千倉書房、一九八五年、所収、を参照された。
- (4) E. Tatarin-Tarnheyden I, S. 179 u. 185.
- (5) Eibenda, S. 184.
- (6) E. Tatarin-Tarnheyden II, S. 12.
- (7) Vgl. eibnda, S. 87ff.
- (8) その他の点について、ヨリビニウリキヒルノ文献をオヒルニトモナ。 Karl Zwing, Soziologie der Gewerkschaftsbewegung. Erster Teil: Gewerkschaften und Wirtschaft, Jena 1925, insb. S. 85ff.; Friedrich Glum, Der

deutsche und der französische Reichswirtschaftsrat. Ein Beitrag zu dem Problem der Repräsentation der Wirtschaft im Staat, Berlin und Leipzig 1929; Georg Bernhard, Wirtschaftsparlamente. Von den Revolutionsräten zum Reichswirtschaftsrat, Wien, Leipzig und München 1923.

- (9) 確證やあたりのやむを得ない。H. Nassall, Der vorläufige Reichswirtschaftsrat und Wirtschaftsvertretungen in den einzelnen Ländern zur Zeit der Weimarer Republik, (Diss.), Freiburg 1950; Günter Paperitz, Geschichte und Problematik des Reichswirtschaftsrates, (Diss.), Mainz 1956.

- (10) たとえば、炭鉱社会化問題をめぐって、暫定全国経済協議会での議論がきっかけで触れた次の論文を参照。Peter Wulf, Regierung, Parteien, Wirtschaftsverbände und die Sozialisierung des Kohlenbergbaus 1920-1921, in: Hans Mommsen u. a. (Hrsg.), Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik, 2. Bd., Düsseldorf 1974, S. 647ff, insb. S. 653-657. また、一九二三年まで暫定全国経済協議会の事務局長を務めたカール・シロヴァン・クロップの回顧的文章がある。Karl Schwarzkopf, Der vorläufige Reichswirtschaftsrat, in: Die öffentliche Verwaltung. Zeitschrift für Verwaltungsrecht und Verwaltungspolitik, 1952, S. 559ff. ただし、ここに出てくる人名に関しては、文章の内容と史的事実とから判断して、明らかに誤記もしくは誤植と思われるものが散見される。たとえば、Adolf Kohn, Wissel, Heide (ごちゃ混ぜ, ebenda, S. 559)。王じや、Adolf Cohen, Wissel, Heyde じや。

- (11) Anton Felix Napp-Zinn, Wirtschaftsräte und überbetriebliche Mitbestimmung in Deutschland, in: Walter Weddigen (Hrsg.), Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung, 2. Bd., Berlin 1964, S. 65ff, insb. S. 84-119.

- (12) Vgl. ebenda, S. 65f.

- (13) はほぼ同じ視点から書かれたものとして、『二神恭一「西ドイツの労使関係と共同決定」日本労働協会、一九八二年、全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

第三章、参照。

(14) ちなみにわが国においては、つぎの論文が暫定全国経済協議会についてふれた数少ないもののうちのひとつである。栗原良子「ドイツ革命と『ドイツ工業中央労働共同体』(2)・完」京都大学『法学論叢』第九一卷第四号、一九七二年七月、四九ページ以下参照。ただし、暫定全国経済協議会の設立によって中央労使労働共同体が無力化した、という栗原氏の論旨は論拠が弱く、推論の域を出ていないと思われる。この点については、これを仮設として立てた上で、今後実証されるべきテーマのひとつとして設定しなおさねばならないのではなからうか。

(15) ここで用いた「集団主義」という用語は、労働契約にあたって使用者と被用者との個別契約から使用者団体と被用者団体（労働組合）との間の集団的契約への移行を示す意味での「集団主義的労働法」が原則的に承認された、という労働法的観点からの使用にとどまるものではない。むしろこの点も含めて、経済・政治等その他の領域においても、各団体が政策形成にあたって主体として行動し、影響力をおよぼしあうようなシステムが現出したという、より広い意味でのこの用語を用いている。なお、ヴァイマル期の「集団主義的労働法」についての展望をえるものとしては、さしあたり、以下参照。久保敬治「ドイツ労働法の展開過程」、有斐閣、一九六〇年、第三章。

(16) 拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」、成城大学『経済研究』第一〇〇号、一九八八年七月。拙稿「ドイツ労働組合総同盟全国大会における労使労働共同体の問題——ニュルンベルク大会とライプツィヒ大会を中心に——」、同上誌一〇二・一〇三合併号、一九八八年一二月。

二 全国経済協議会構想

——経済省の共同経済構想との関連を中心に——

本節においては、第一節で試みた時期区分の第一期のうちでも、前半の時期、すなわち、大戦後から一九一九年八月一日の憲法制定までの期間の諸問題をとりあげる。

一 憲法第一六五条規定の経緯 —— 全国経済協議会構想の担い手 ——

全国経済協議会の設置を予告的に謳ったのは、憲法第一六五条、とりわけその第三、四項であった。レーテ条項と言われる憲法第一六五条は、第一項で労使の同権の保障を、第二項で労働者評議会 *Arbeiterräte* の設置をそれぞれ謳ったあと、次項以下で次のように規定していた。

「第三項 地区労働者評議会および全国労働者協議会は、……(略)……企業家の代表およびその他の関係国民団体とともに、地区経済協議会および全国経済協議会に招集される。……(略)……」

第四項 基本的意義を有する社会政策および経済政策の法律の草案は、政府により、その提案前に全国経済協議会に、その意見を聴くために提出されねばならない。全国経済協議会は、みずからかかる法律の草案を提案する権利を有する。……(略)……⁽²⁾

こうした規定にもとづいて、暫定全国経済協議会が設置された以上、憲法の本規定を推進した主体とその意図を探る必要があると思われる。それはなによりもまず憲法形成過程を検討する作業の中から浮かびあがってくるであろう。

レーテ条項が憲法にとりいられる過程は、かなりの屈折を含んでいた。大戦終了直後、労働者や兵士を中心として自然発生的にレーテ運動が派生したのに対し、当初、共和国にレーテ制を導入するなどという構想をまっ

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

たく有していなかった政府は、一九一九年三月三日のベルリンにおけるゼネストを契機に、三月五日、レーテを憲法の中で謳う声明を発表せざるをえなかった。声明は、

- ①労働者評議会が経済的利益の代表であること、
- ②各経営体において、経営・労働者・職員評議会が設置されること、
- ③工業部門で労使労働共同体が設置されること、
- ④地区ごとに地区労働協議会 *Bezirksarbeitsrat*、国において中央労働協議会 *Zentralarbeitsrat* が設置されること、

という四項目をその内容としていた。本声明第四項で用いられた「労働協議会」は、その内容からして、憲法第一六五条で謳われることになる「経済協議会」と同じものであることは明らかである。というのも、そこにはつぎのような指針がもりこまれていたからである。

- (a)これら協議会の構成については労働者のみならず使用者・自由業者も代表として参加すること。
- (b)機能については社会化への協力と社会化された経営・産業部門の監督、ならびに経済政策的・社会政策的法律の審議、および法案提出の権利を有すること。

(c)政府は経済・社会的法律の動議を提出する前に、中央組織の意見を求めこと。⁽³⁾

しかし、こうした経緯は、はたして、労働者大衆の下からの圧力に政府が屈する形で進展したのかという問題を考える場合、いくつか考慮に入れておかなければならない状況がある。それは、敗戦直後からの労使労働共同体をめぐる状況の急速な展開である。この点については、労使労働共同体とレーテとの間の対抗関係としてす

に検討する機会をもったけれども、そこで浮かびあがった当時の状況は、労使両団体が自分たちによる自治の指向を強く有していたということ、そして最大規模の労働組合であった自由労働組合（ドイツ労働組合総同盟の前身）指導部がレーテ体制を当初認めようとしなかったこと、であった。ドイツ社会民主党との連携が緊密であった自由労働組合に関して言えば、レーテ体制導入に前向きな姿勢をとるにいたったのは、一九一九年六月のドイツ社会民主党大会において労働法学者ジンツハイマー Hugo Sinzheimer が政府の抱いていたレーテ案を支持する報告をし、それが採択されたことを契機としていた。⁽⁴⁾したがって、自由労働組合はレーテ条項が憲法に組み入れられる過程には積極的に介入することはなかったと推測できる。他方、企業家サイドは、当初、レーテを憲法で謳うなどということからはもっとも離れた位置にいた。企業家たちはレーテに対する脅威を感じていたからこそ、労使労働共同体の建設を積極的に推し進めようとしたのである。⁽⁵⁾したがって、かかる条項を憲法にとりいれようとしたのは、三月五日の声明発表以前の時点までその考えをもちあわせていなかった政府であった、ということができる。つぎの問題は、それをどのような理念のもとで構想するか、ということであった。

二 共同経済構想と全国経済協議会構想 —— 全国経済協議会の基本理念 ——

上にあげた問題について、以下では、大戦後から政府内部で平和経済への移行にあたって、経済省を中心として経済政策構想が練られていたことに着目したい。それは社会民主党員であった経済相ヴィッセル Rudolf Wissell（在任期間：一九一九年二月一五日—同年七月一二日）と経済省事務次官メレンドルフ Wichard Joachim Heinrich von Moellendorff によって提起された共同経済 Gemeinwirtschaft 構想であった。

「全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

経済相としてのヴィッセルを、次期経済相シュミット Robert Schmidt (在任期間：一九一九年七月二日—一九二〇年六月二〇日) と対比して描き出したバークレイ David E. Barclay の指摘するところによれば、全国経済協議会の構想を抱いていたのは、メレンドルフのほうであった。これはあくまでも彼の構想する共同経済の具体像としてイメージされていた。⁽⁶⁾ メレンドルフは、利益団体の代表から構成されるレーテの体系の構想についてヴィッセルに話し、メレンドルフの考えに賛同したヴィッセルも、それを政府案として積極的に推し進める意見をのちに展開することになった。その構想において、全国経済協議会はレーテ体系の頂点に立つ機構として位置づけられていたのである。

では、この二人が政策課題として提起した共同経済とはいかなる構想であったか。以下では、この点を考察することから始め、ついでその中で全国経済協議会がどのような位置をしめるべく構想されていたのかについて検討することをとおして、共同経済構想と全国経済協議会との結節点を探りだすことに努めたい。

(1) 共同経済構想——ヴィッセルの構想

一九一九年二月一五日の経済相就任当日、経済省に提出する前に新聞社の求めに応じて出されたヴィッセルの「経済プログラム」⁽⁷⁾には、当時の経済情勢に対する彼の認識と対応策のガイドラインが描き出されていた。ここで表明された彼の問題認識によれば、ドイツの差し迫った問題は、石炭の不足と輸送手段の欠如、さらには堪え難い水準にまで達した失業率であった。そして、新たな活動のためには、「全ての諸力とさまざまな経済部門をドイツ経済全体に整序することが必要」であった。当時、社会化 Sozialisierung は確かに社会主義的政策構想として

浮上して⁽⁸⁾いたが、ヴィッセルは、こうした方向よりも、「私的独占の性格を受け継いでいる……経済分野が、公的コントロールのもとに置かれるか、もしくは公的な管理統制へと移行されるべき」である、との見解を示していた。

漠然たるこの「プログラム」は、その三週間後に、国民議会の委員会であった「国民経済委員会 Ausschuss für Volkswirtschaft」においてなされた彼の報告「今後の経済政策」で、その理念と具体像とが与えられることになった。ここでは、大戦中の統制経済 Zwangswirtschaft を、いわゆる「戦時社会主義 Kriegesozialismus」とやらえ、「戦時社会主義」は、経済を「上から下へ向けて官僚的に組織する」という「根本的な過ち」から出発していた、として批判の俎上にのぼせられた。それに対し、「われわれは、可及的速やかに、経済活動の生き生きとした諸力を基礎に、下から建設されるべき……自治組織 Selbstverwaltungsorganisation へと到達せねばならない。」その課題を、ヴィッセルは、「役所の、あるいは役所の類の官僚主義」の徹底的な排除に求めた。その達成は、彼によれば二つの要件を満たすこととされる。即ち、経済組織への労働者の参加、つまり「共同決定権 Mitbestimmung」の賦与、および自治組織がもつ計画性、がそれであつた。⁽⁹⁾

この段階にいたってさきの「経済プログラム」の中で「公的コントロール」あるいは「公的な管理統制」という形で用いられていた「公的 öffentlich」という、必ずしも明確でない概念に、具体的イメージが与えられることになった。つまり、「公的」とは、国家統制的な「官僚的」経済組織体制を意味して用いられるのではなく、あくまでも下から形成される自治組織を意味して用いられていると考えられる。したがって共同経済とは、形態的側面からきわめて単純化して言えば、労働者参加が保障された自治組織を土台とする経済ということになるであろう。

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

う。¹⁰⁾

では、共同経済の基本理念とはどのような点に求められるのであろうか。この点に関しては、つぎのようなヴィッセルの言葉が導きの糸になるであろう。「共同経済とは何であるか。それは個々の経済運営をライヒの全体経済へと組織的に整序することを意味し、私経済利益を全体の利益のもとに従属させることである。¹¹⁾」共同経済の理念を探るにあたっては、このような彼の言説の中で対立する概念として提示された「私経済利益 Privatwirtschaftliche Interesse」と「全体の利益 Interesse der Gesamtheit」について考えなければならないように思われる。

ヴィッセルは、「私経済的」という点について、一方でトラスト化・系列会社化という資本主義的巨大大企業の形態、あるいはシンジケート化・カルテル化という「ゲノッセン的」結合の形態が増え、他方で自由競争が著しく制限されにいたったような戦前・戦中のドイツ経済を「純粋に私経済的 rein privatwirtschaftlich」とみなす見解を是としていた。¹²⁾ また別の箇所では、「ブルジョワ経済学説」——これが具体的に何を指すかはひとまずおくとして——を批判して、これは「自己の利益によって、全体 Gesamtheit にもっともよく奉仕しうる」という「誤った思い込み」であり、その「誤った思い込み」が戦争、そしてドイツの崩壊をもたらした。さらに「われわれは、今ほどつきのような点が必要だと思っているときはない。それは、個々の利益 Einzelinteresse を犠牲にしても、全体の利益 Allgemeininteresse が全面に押し出されるといふことである。われわれの経済活動にとって重要であるのは、個々の利益を超えて存在する社会的利益 soziale Interesse である」と述べている。¹³⁾ ここであげた「私経済利益」とは、ひとりひとりの個人の利益というよりはむしろ巨大化した個別資本の利益と考える

べきであらう。また「全体の利益」とは、個別資本の利益に対抗し、それを否定する概念というよりは、これをも包み込む概念であって、個別資本の利益の分配を享受するすべての経済主体の利益、とでもいうべきものであらう。それゆえに、ここでは企業家は排除されることはないし、経済主体は企業家と労働者に限られることもない。「われわれの新しい経済の」担い手は、企業家と労働者から構成されるとどまらず、消費者や両者の間に立つ人々、つまり仲介人を形成する商業関係者からも構成されなければならない⁽¹⁴⁾、と彼が言うのは、その意味においてなのである。こうした担い手によって運営される経済は、ヴィッセルによれば、「計画的に運営され、かつ社会的に gesellschaftlich にコントロールされた国民経済以上のもので以下のもでもない。」しかも、これこそが「今まで社会主義という名のもとで理解されてきたものにはかならない。」⁽¹⁵⁾しかし、ヴィッセルはここで、生産手段の所有に関する問題については言及を慎重に回避している⁽¹⁶⁾。逆に彼は、ベルンシュタイン Edward Bernstein の『社会主義とは何か (Was ist Sozialismus?)』の中で述べられた「全体のコントロールのもとで、経済活動の生産を行うこと」という言葉に「社会化 Vergesellschaftung」の主要課題を見いだすことで、この問題を留保し、「すべての生産諸力をひとつの目的に向けて集中すること」、「すべての諸力の協働」、「計画経済 Planwirtschaft」という側面を強調することになったのであった。⁽¹⁷⁾

以上の点から、共同経済とは、「全体の利益」をその理念の中心に据え、戦後経済の復興を目的として構想されたものであったことがわかる。そこでの基本的政策は、つぎのようにまとめることができるであらう。ヴィッセルの主張する共同経済とは、(a)私的所有を前提とした上で、(b)私的企業の実態を協働的管理形態へと変更し、そして(c)価格、生産などを計画的に調整することである、と。

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

(2) 全国経済協議会の構想——経済省の構想

全国経済協議会は、以上のような共同経済構想の中で核心的位置をしめるものとして構想された。経済省が全国経済協議会の体系を包含した経済政策の「プログラム」を発表したのは、五月七日であった。全部で八項目、四つの補足説明からなるこの「プログラム」⁽¹⁸⁾は、しかし、共同経済の具体的諸政策を提示したにすぎないものであり、これらの政策が何を基礎として推し進められようとしていたのかという点が読み取れるわけではない。その点を知るには、同日、同省によって出された「趣意書」⁽¹⁹⁾の内容が手がかりになるであろう。

「カタストロフィーのいっそうの進展を最終的に可能なかぎりくい止める」⁽²⁰⁾ために公にされた「趣意書」が強調したのは、「最強の社会構成員であるということが示されてきた」ところの「すでに戦争以前何十年にわたって、個々の職業団体内部にあった連帯の感情 *Solidaritätsgefühl*」を基礎として「新たな経済組織を構築する」ことであった。つまり、こうした「連帯の感情」を、「業界専門団体」「編成」へと向かった企業家組織の中に、また同様に、労働者の労働組合「結成」の努力や自由業者の類似の傾向の中に見いだし「たのである。したがって、ここで構想される組織体系は、産業部門別の組織を基礎としなければならなかった。しかも、「部門別経済団体 *fachliche Wirtschaftsgruppen*」は、「企業家、労働者、商業関係者、消費者から構成され」た「部門別自治団体 *Selbstverwaltungskörper*」として考えられている。さらに、政治・文化・経済の地域固有性をも考え、この組織体系は「地域別構成 *regionale Bildung*」の組織をも基礎としていた。つまり、これら二つの基礎体系から成る巨大な構造物、それが、「新たな経済組織」の担い手、経済省の構想する共同経済の担い手にはかならなかつたのであり、その体系の頂点に位置づけられたのが全国経済協議会であった。「趣意書」は、この点をつぎのように述べ

ている。「部門別自治団体として組織されるはずの、これらの経済団体が、地域で選出された諸代表とならんで、全国経済協議会に統一される」と。⁽²¹⁾では、これらの点ほどのように具体的に構想されたのであったか。

経済省は、かかる体系を「レーテ組織、Rateorganisation」と称し、「統一的な共同経済プログラム貫徹」に必要な要素として構想していた。それが具体的に示されたのは、「プログラム」の第一項、および第一附帯書「ドイツ共同経済に関する法律のための指針」である。

これらによれば、地域別には、一方で被用者代表組織として経営労働者評議会・地区労働者評議会・全国（ライヒ）労働者評議会が、また他方で企業家代表組織として各会議所（商工業会議所・手工業会議所・農業会議所など）や全国（ライヒ）企業家会議 Reichsunternehmerrat が、さらには被用者と使用者との同権的組織として地区経済協議会 Bezirkswirtschaftsräte が設置される。⁽²²⁾これらはいずれも地域別原則にしたがって構成された「自治団体」である。

それとならぶもうひとつの原則、すなわち産業部門別原則にもとづいて構成される「自治団体」⁽²³⁾は、「経済同盟 Wirtschaftsbünde」そしてその下部組織である「経済連盟 Wirtschaftsverbände」である。これらは各産業部門に設置され、それぞれが使用者の代表、商業ならびに消費者の代表によって共同で指導される。その具体的任務は、①原材料の産出・分配の管理、②可能な限りの価格引き下げ、③販売管理、④労働過程における社会的対立の調整、⑤専門研究・教育の促進、⑥公的負担の調達、が予定されていた。ところで、この「経済同盟」については、「労使労働共同体の部門別グループから発展し「て形成され」た経済同盟」と述べられているように、労使労働共同体が発展的に解消した組織として構成されていた。⁽²⁴⁾すでに別稿でも指摘したように、この点で経済省

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

は、共同経済の構成要素として、かの労使労働共同体をも取り込んで構想していたことが理解できる。⁽²⁵⁾

以上の二つの体系の頂点に立つ機関として想定されたのが、全国経済協議会である。全国経済協議会は、地域別自治団体の代表と産業別自治団体とによって構成される「ドイツ共同経済の最高機関」であった。そしてこれは、ドイツ経済を指導する任務を有し、経済的・社会政策的立法の発議権、議会による法律の決議以前に審議する権利を有するものとされていたのであった。⁽²⁶⁾

(3) 経済省の構想と憲法第一六五条

ヴィッセルが経済相在任中に、ドイツ社会民主党機関誌『ノイエ・ツァイト Die Neue Zeit』誌に寄稿し、自己の構想も含めて、大戦後のさまざまなレーテ構想を総括的に展望したとき、彼は、のちに憲法第一六五条となる前段階の草案を「政府草案」として紹介している。⁽²⁷⁾それは、四月五日に政府が憲法第三四條修正案として起草したものであり、つぎのような内容であった。

①労働者は賃金・労働条件の規定、ならびに生産諸力の全経済的發展に関して企業家と協力して、同権的に協働する資格を有する。

②労働者は、経営評議会、地区労働者評議会、全国労働者評議会において、経営および経済領域にに応じて構成された法的代表を有する。

③地区労働者評議会および全国労働者評議会は、全経済的課題を達成するため、かつ社会化立法遂行に際して企業家代表との協働のために、地区経済協議会、全国経済協議会に招集される。

④ 基本的な社会政策および経済政策的法案は、政府によって、国会（ライヒスターク）提出以前に諮問のために全国経済協議会に提出されねばならない。全国経済協議会は、政府もしくは参議院（ライヒスラート）の法案と同様、とり扱われるべき法律を国会に提出する権利を有する。

⑤ 労働者評議会および経済協議会には、それらに委託された領域で、監督権および行政権が委譲される。

⑥ 労働者評議会、経済協議会の建設・任務は全国法により規定される。

結局、憲法第一六五条は、この経済省の構想がそのまま生かされる形で規定されることになった。憲法第三四条修正案と憲法第一六五条とを比較した場合、基本的な内容にはほとんど変更が加えられなかったのである。本節のはじめの部分と内容的に若干の重複が生じるが、ここで憲法第一六五条の内容を再確認しておきたい。

「全国経済協議会」は地区経済協議会とともに、「全経済的任務遂行のため、および社会化立法の施行に際して協力するため」に、「すべての重要な職業部門がその経済的および社会的意義に応じて代表されるように構成されねばならない。」これが全国経済協議会の基本的な構造規定である。また、その機能については、

① 政府提出の社会政策および経済政策的法案について諮問答申すること、

② 社会政策および経済政策的法案を提出する権利を有すること、

③ 自己に委託された領域において監督・行政権限を有すること、

の三点があげられる。さらに同条第六項において、具体的任務の規定は国によってなされる旨が述べられており、この規定にもとづいて「暫定全国経済協議会令」が出されることになった。「全国経済協議会」は、「暫定全国経済協議会令」にもとづいて、より鮮明な形をとることになるのである。

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

- (1) 「レーテ Räte (単数形は Rat)」という用語は、「評議会」「協議会」などと訳される。たとえば法学の分野では、「Betriebsratengesetz」は、通例「経営協議会法」と訳される。また本稿は、「Reichswirtschaftsrat」を「全国経済協議会」と訳している。しかし、「レーテ」の用語の中には、当時の急進左派主義者が主張していたような労働者の政治的独裁的機関の意味、つまり「ソヴェート」の意味での使用法から、それよりはるかにゆるやかに労働者と使用者との協議機関というほどの意味での使用法にいたるまで、非常に幅広い内容を含んでいる。そこで本稿においては、「レーテ」という用語を形態的な側面から分類して、つぎのように使い分けていくことにする。「レーテ」を「評議会」と訳する場合は、「レーテ」の名のもとで労働者のみが代表される機関のことを指している。当時の「Betriebsrat」は、労働者のみで構成される組織であったから、通例のように「経営協議会」とは訳さないで、本稿では「経営評議会」と訳した。この論理をもつてすると、「経営協議会法」は「経営評議会法」と訳されることになる。他方、「レーテ」を「協議会」と訳す場合は、「レーテ」という名のもとで労働者以外の人々も加わって構成される組織の場合である。その点から、「Reichswirtschaftsrat」は、この要件をみたしているから「全国経済協議会」と訳した。さらに、そのまま「レーテ」として用いる場合は、これらを総称して言う場合、もしくはこれらの実態が不明確な場合である。なお、当時「レーテ」がどのように概念化されていたかについては、以下参照。Peter von Oertzen, Betriebsräte in der Novemberrevolution. Eine politikwissenschaftliche Untersuchung über Ideengehalt und Struktur der betrieblichen und wirtschaftlichen Arbeiterräte in der deutschen Revolution 1918/19, 2. erw. Aufl., Berlin, Bonn und Bad Godesberg 1976, insb. I. Kap. (a).
- (2) Reichs-Gesetzblatt, 1919, S. 1415. 山田 晨訳「ヴァーテル憲法」、高木八尺、末次三次、宮沢俊義編『人権宣言集』、岩波文庫、一九五七年、二二六―二二七ページ。ただし、訳語は必ずしも邦訳に従っていない。
- (3) 政府声明について、vgl. Georg Flatow, Die Gesetzgebung über die Organisation der Betriebsräte, in: Die

Neue Zeit. Wochenschrift der Deutschen Sozialdemokratie, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 417.

- (4) 以上の点については、拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」前掲誌参照。なお、シンシニイマーは「憲法案第二読会が行われた一九一九年七月二二日の第六二回憲法制定国民議会において、社会民主党の報告者として登壇し、経済体制がどのように建設されるべきか」という問いを発し、それに対しては、「憲法は、このような（レーテ運動の基本的思想の中に示されているような）引用者」経済体制が二つの組織を持たなければならない」というところから出発するのであります。それすなわち、「労働者評議会と経済協議会であります」と論じていることは、レーテ条項の憲法への組み入れを強調した。また、「経済協議会に関しては、それが職業たもついた構成原理であり、かつ地域別の観点にもとづく構成原理であることを述べ、そこでも政府構想を踏まえた答弁をしていく。Vgl. Verhandlungen der verfassungsgebenden Deutschen Nationalversammlung, 328. Bd., Stenographische Berichte. Von der 53. Sitzung am 10. Juli 1919 bis zur 70. Sitzung am 30. Juli 1919, Berlin 1920, Sp. 1750f. (60. Sitzung.)
- (5) Vgl. Werner Richter, *Gewerkschaften, Monopol und Staat im ersten Weltkrieg und in der Novemberrevolution* (1914-1918), Berlin 1958, S. 301ff.
- (6) David E. Barclay, *The Insider as Outsider: Rudolf Wissell's Critique of Social Democratic Economic Policies, 1919 to 1920*, in: Gerald D. Feldman u. a. (Hrsg.), *Die Anpassung an die Inflation*, Berlin und New York 1986, S. 451ff. insb. S. 454f.
- (7) Rudolf Wissell, *Wirtschaftsprogramm vom 15. Febr. 1919*, in: Ders. *Praktischer Wirtschaftspolitik. Unterlagen zur Beurteilung einer fünfmonatlichen Wirtschaftsführung*, Berlin 1919, [Abk.: „Wirtschaftspolitik“], S. 18f.
- (8) 社会化については、全国経済協議会とは別の視角設定を必要とするテーマであり、ここでは立ち入らないが、社会全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

化のもつ問題の多面性については「たとえは、」の文献を参照のこと。 Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, 5. Bd. (Weltkrieg, Revolution und Reichserneuerung 1914-1919), Stuttgart, Köln und Mainz 1978, S. 851 ff.

- (9) R. Wissell, Die künftige Wirtschaftspolitik (Bericht in der Sitzung des Ausschusses für der National-Versammlung am 5. März 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 22 f.

- (10) ここでは所有の問題と関連して、社会化論と共同経済構想の間に存在した議論の相違について触れていない。それについて論じるためには、社会化および社会化論についての別途の研究が必要であり、本稿ではこれを留保せざるをえなかった。また、自治組織の優位性が導出される経済的裏づけについても、当時のドイツ産業が抱えていた生産過程、流通過程、販売過程の諸問題、あるいはそれらと関連する形で外国貿易の問題などから接近すべきであろうし、また社会化論との関連の中でより明らかにされるべきであろうが、こうした点についても、わたくしの問題設定の枠を超えており、その考察は本稿では留保せざるをえなく。

- (11) R. Wissell, Begründung des Sozialisierungs- und des Kohlegesetzes in der Sitzung der National-Versammlung am 7. März 1919, in: „Wirtschaftspolitik“, S. 34. なお、傍点は原文においてはシンボルトであり、とくに筆者の注記がないかぎり、以下の傍点も同様である。

- (12) Denkschrift des Reichswirtschaftsministeriums (7. Mai 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 100.

- (13) Vgl. R. Wissell, Einleitung, in: „Wirtschaftspolitik“, S. 6.

- (14) Ebenda, S. 9.

- (15) Ebenda, S. 10.

- (16) この文のあとで、ヴィッセルは、「ただし、生産手段の所有の問題にはふれていない」と続けている。Ebenda.

- (17) Vgl. ebenda, S. 10f.
- (18) Wirtschaftsprogramm des Reichswirtschaftsministeriums (7. Mai 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 108ff.
- (19) Denkschrift des Reichswirtschaftsministeriums (7. Mai 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 97ff.
- (20) Ebenda, S. 98.
- (21) 以上の点については、vgl. ebenda, S. 102.
- (22) Wirtschaftsprogramm des Reichswirtschaftsministeriums (7. Mai 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 108f.
- (23) 第一附帯書は、この二つの原則を「地域別に構成される自治団体」および「部門別に構成される自治団体」という項目をそれぞれ設けて、各自治団体の性格規定、メンバーの選出方法などについて細かく規定してゐるが、ここでは割愛せざるを得ない。Vgl. ebenda, S. 113ff.
- (24) Vgl. ebenda, S. 108f u. 115f.
- (25) この点については、別の資料にもとづいてすでに指摘したとおりであるが、ここでは厳密に言えば推論の域を出ていなかった。しかしこれによつて、その点は明確にされたと考へる。拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」前掲誌、一三八ページ以下参照。
- (26) Wirtschaftsprogramm des Reichswirtschaftsministeriums (7. Mai 1919), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 109 u. 116.
- (27) Vgl. R. Wissell, Zur Räte-Idee, in: Die Neue Zeit, Wochenschrift der Deutschen Sozialdemokratie, 37. Jg., 2. Bd., 1919, S. 203f.

「全国経済協議会をめぐる政策構想と」暫定全国経済協議会令」

三 全国経済協議会の組織と任務

——法的側面からの考察——

本節においては、第一節で試みた時期区分の第一期のうちでも、後半の時期、すなわち憲法が公布・施行された一九一九年八月一四日から暫定全国経済協議会が設置される一九二〇年六月末までの問題をとりあげる。本節では、はじめに一九二〇年五月四日公布の「暫定全国経済協議会令」にいたるまでの経緯を考察し、つぎに「暫定全国経済協議会令」に依拠しつつ、暫定全国経済協議会の構造と機能を確定する。そしてさらに、そこから派生する問題を指摘する。

一 「暫定全国経済協議会令」制定にいたるまでの経緯 —— 発生した諸問題 ——

政府、とりわけ経済省は、すでに見たように、全国経済協議会の構想を抱いてはいたけれども、憲法公布・施行までにとどのような具体的な全国経済協議会像を描いていたか、という点については、今のところ不明である。

ただし、憲法が公布・施行された日の翌日である八月一五日、国民議会において、全国経済協議会の設置が要求されるという事態が早くも生じたということにまず注目すべきであると思われる。この国民議会の場合、全国経済協議会の招集を要請したのは、ドイツ人民党 Deutsche Volkspartei 代表議員フェーグラー Albert Vogler である。^① はたして、ドイツ鉄鋼産業を代表する人物フェーグラーは、いかなる観点から全国経済協議会設立を要求したのであったろうか。

フェーグラーは、政府に対する質問の後半部分で、石炭生産の向上と鉄道の輸送能力の向上に全力を傾注するよう要請したが、そのあと、質問の終わりの部分でつぎのような内容を述べ、経済相に答弁を求めた。政治的議会が仕事の上でもあまりにも大きな負担をかけられており、そこに経済の領域で新たな何かを創設することは驚くほどの費用を要するであろう。議会にこれを課題として任せるのは過重負担であるから、全国経済協議会を招集して、「政治の直接的影響を受けることなしに経済を運営する」よう試みよ、と。これに対して、経済相シュミットは、全国経済協議会についてはすでにその設置準備にとりかかっている、との答弁をした。⁽²⁾

フェーグラーのような当時のドイツの資本家を代表する人物が、真っ先にかかる要求をしたという点についてはいささか奇妙に思えるかもしれない。というのも、経済省が構想した全国経済協議会は、資本家の利益独占に抵触するものとして把握できるからである。ところが彼は、政治運営の困難という理由と、経済への政治の干渉は不要であるという理由から早期の全国経済協議会の設置を要求した。この点について考えられる積極的な理由は、後者のそれである。すでに検討したように、企業家が労使労働共同体に結集するにいたった要因のひとつは、国家による統制経済の弊害から自由になることであつた⁽³⁾から、全国経済協議会の自治団体的性格はまさにこの点を解決するものであつたし、また労使労働共同体の原則とも相入れるものであつた。他方、消極的理由についてもつぎのような観点から考えられる。かかる要求が出されるには、全国経済協議会が彼ら資本家の利益にならないまでも、少なくとも利益を損なうような存在であつてはならない、という条件をみたす必要があつたであらう。『フォスィッシェ・ツァイトウング Vossische Zeitung』の編集長を務める一方、暫定全国経済協議会の一員であつたベルンハルト Georg Bernhard によると、「右に位置する諸政党、とくにドイツ国家人民党

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

Deutschnationale Volkspartei やドイツ人民党」は、憲法審議の間に、全国経済協議会は、かの急進的なレーテの世界のイメージからまったく離れたもので、むしろかつての職業身分制会議を想起するようになった、⁽⁴⁾ と言う。保守派の障壁がこうして取り除かれることで、全国経済協議会は設立に向けて動きだした。

同年九月、経済省は全国経済協議会の準備のために政府案を作成した。⁽⁵⁾ さらに、「命令 Verordnung」の政府案として全国経済協議会の具体像が公表されたのは、一九一九年二月四日であった。⁽⁶⁾ ところで、「命令」にいたる過程をたどるにあたって、その真相をかいま見ることのできる資料として、「国民経済委員会」⁽⁷⁾ が国民議会に提出した報告書がある。ここでは一九二〇年一月三日に出された政府案について、その審議内容を記した本報告書⁽⁸⁾ を用いることによって、「命令」が出るまでにいかなる動きがあったのかを探りだすことにしたい。⁽⁹⁾

報告は、政府が諮問のために「国民経済委員会」に提出した命令案条文を除けば、大きく分けて二つの内容から成っている。第一は、全国経済協議会に関連する各利益団体の陳情であり、第二は、当委員会に対する政府の命令案趣旨、経過についての説明である。

第一の点について最大の問題になったのは、全国経済協議会の構成、とくに各選出団体の割当人数であった。ベルンハルトによれば、はじめ経済省が考えていた全国経済協議会の構成員数は、約一〇〇人であったが、審議にはいると一四〇人、一二月四日の案では二〇〇人になった。⁽¹⁰⁾ さらに翌一九二〇年一月三日の政府案では、この人数は二八〇人にまで増加し、最終的に「暫定全国経済協議会令」では三二六人の代表で構成されることになる。実際のところ、利益団体の陳情の内容は、大部分が自己の団体や関連団体の選出人数種の拡大、もしくは選出団体の適用拡張の要求であった。⁽¹²⁾ 一月三十一日の政府案と、のちの「暫定全国経済協議会令」を比較してみる

と、内容的な点で相違が見いだせるのは、構成員に関する規定（政府案第二条および第一一条四項）が主だったものであることが理解できるから、政府案改正の作業はこの代表人数調整に、とくに選出代表団体と選出人数を規定した第二条の修正に、ほとんど費やされたと推測できるであろう。

第二の点から理解できることは、ヴィッセルが経済相を辞して以後における全国経済協議会設立の政府の方針である。すでに前節で、ヴィッセルを中心とした経済省の共同経済構想の理念の中に全国経済協議会設立の意図を見いだすことを試みたけれども、構想が具体化した段階で、かかる方針はどれほど貫徹しえたのか、あるいは別の意図をもって再びとりあげられたのであったか、という点を確認しておかねばならないであろう。

報告書には、政府代表が命令案の理由を説明した旨が記されているにすぎないので、具体的に誰が行ったかは確定できない。ただ、誰が説明したにせよ、その内容が当時の政府の公式的な見解であるともみなすことは許されるであろう。政府代表者によれば、命令案の意味するところは、「新たなそして新しい種類の団体の設置である。」しかもこれは、「政治的議會を補完する経済的団体」である。彼が述べた内容にもとづいて要約すればつぎのようになる。経済関係の「異常なほどの多面的展開 *Vermannigfaltigung* と編成の動き *Verflechtung*」は、すでにほるか以前から、「経済的」専門団体の意見を聴くという方向へと政治を向かわしめた。古くは職業身分制會議からはじまって、ビスマルク *Otto von Bismarck* の宰相時代にはすでに「国民経済協議会 *Volkswirtschaftsrat*」が構想されたし、戦前・戦中もこうした動きが見られ、また戦中には実際に審議機関や経済専門委員会の設置が保障された。また、戦後のレーテ運動を契機として、産業ごとの代表の思想があらわれた。全国経済協議会は、これらレーテの体系、勤労国民の代表の体系から構成されるのだ、と。⁽¹⁴⁾ かかる説明は、全国経済協

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

会の体系が、あるいは、全国経済協議会のもとになったと彼が言うところのレーテの体系が、過去からの一連の思想の流れと同系統であるという認識の表明にほかならないことを、想起させるに十分であると思われる。したがって、彼が最初に述べた「新たな……団体」とは、少なくとも思想的な流れの上では、全国経済協議会を新たな理念のもとで創設しようとするのではなく、従来からの思想的基礎の上に築き上げようとするものであった、と理解してよい。たしかに、前節で検討したヴィッセルや、彼が在任していた頃の経済省の構想のなかにも、こうした発想が見受けられたことは否定できないであろう。たとえば、前節で検討したように、一九一九年五月七日の経済省の「プログラム」では、かつての会議所などであった「連帯の感情」を地域別・産業別の「連帯」へと転換させることで、「新たな経済組織」の文化的支柱を維持しようとの意図が表明されていた。ここでは戦後経済体制について、「共同経済」という理念をもって語られていたはずである。ところが、この政府代表の見解の中に、この点についてふれたくだりを見つけたことはまったく困難である。

他方ではまた、全国経済協議会を中心とした組織体の構築に向けての実際の動きについても、多々の問題が生じていた状況を読みとることができる。それは、全国経済協議会の体系の建設が一向に進んでいないという状況の中によくあらわれている。政府代表者の説明によれば、たとえば、かの共同経済構想において、レーテ体系のなかで地域別代表の体系の機関としての位置をしめることになるはずであった地区経済協議会は、新たな組織としてではなく、会議所 *Kammern* や職業身分組織を再編成することでこれに充てようとしていた。したがって、政府代表者は、地区経済協議会設置にあたっては旧来からの諸組織間の対立が懸念される、と報告している。また、こうした懸念は、その下位の組織（一例としての経営評議会）が設置できない一因にもなっていたの

であつた。⁽¹⁵⁾以上の政府代表者の報告からすれば、すでにこの時点で「共同経済」の理念は薄れつつあつたのであり、むしろ、全国経済協議会を頂点とする体系も、その実際の組織化にあたり、——第一の問題として浮上してきた代表団体認定・代表人数問題ともあいまって——かつての理念に沿って構築できなくなつていたと言つてよいであらう。

かかる状況であつたがゆえに、全国経済協議会は、整つた組織体系が完成する以前の段階にとどまつていたという意味で「準備的」であつたのであり、また未完成のまま出発せねばならなかつたという意味で「暫定的」な地位をしめることしかできなかつたと思われる。⁽¹⁶⁾

以上のような問題をほらみつつも、三月九日の委員会で第二条の全国経済協議会構成について手直しが必要な⁽¹⁷⁾れ、一九二〇年五月四日、「暫定全国経済協議会令」として制定されるにいたつた。全国経済協議会は暫定的ながらも設置されることになつたのである。

二 暫定全国経済協議会の構造と機能

「暫定全国経済協議会令」は全部で二四条から成つており、組織の構成およびその任務についての規定が中心になつてゐる。とくにその中でも重要なのは、暫定全国経済協議会の構成を細かに規定した第二条である。それによれば、暫定全国経済協議会はずきの一〇部門の代表者、総計三二六名によつて構成される。

第一部門…農・林業代表……………六八名（うち農業代表六二名、林業代表六名）

第二部門…園芸・漁業代表……………六名（うち園芸業代表二名、漁業代表四名）

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

第Ⅲ部門…工業代表……………六八名

第Ⅳ部門…商業・銀行・保険業代表……………四四名（うち商業代表三六名、銀行業代表六名、保険業代表二名）

第Ⅴ部門…交通・公共事業代表……………三四名（うち水運業代表一〇名、運輸業代表四名、郵便事業代表二名、鉄道事業代表六名、市・町営事業代表四名、自治体連合事業代表四名、公法上の貯蓄・信用機関代表四名）

第Ⅵ部門…手工業代表……………三六名

第Ⅶ部門…消費者代表……………三〇名

第Ⅷ部門…官吏・自由業代表……………一六名

第Ⅸ部門…参議院任命による代表……………一二名

第Ⅹ部門…政府任命による代表……………一二名

これらの部門は、大きく二つに分けることができる。主として生産部門代表で構成される第Ⅰ―Ⅵ部門と、非生産部門代表で構成される第Ⅶ―Ⅹ部門がそれである。

前者の生産部門代表の第Ⅰ―Ⅵ各部門は、使用者・被用者代表同数によって構成されることになっていた。したがって、これらの部門はさらに二つに分けられることになる。すなわち、使用者代表のグループと被用者代表のグループがそれである。それぞれの代表については、選出母体はもとより、選出人数も規定されていた。使用者・被用者代表にかかわる部門、選出組織、代表人数を整理し、まとめなおすと（表Ⅰ）のようになる。

他方、後者の非生産部門を代表する第Ⅶ―Ⅹの各部門については、つぎのように言える。第Ⅶ・Ⅷ部門については、すべて利益団体が選出母体になっている。たとえば、都市の代表者から構成され、当時、自治体の雇用関

係に対しても中央労使労働共同体的な関係をつくりあげようとしていた「ドイツ都市会議」(一九〇五—一九三三)⁽¹⁸⁾は第Ⅶ部門の代表として六名の指名枠を与えられていたし、その他の団体としては各地の消費協同組合、婦人団体など計一一の団体が第Ⅶ部門として代表されることになっていた。なお、この部門の中に宿泊業者の使用団体と被用者団体代表が一名ずつ含まれており、これは(表一)にまとめておいた。第Ⅶ部門においては「ドイツ官吏組合」(一九〇九—一九二七)⁽¹⁹⁾の五名代表をはじめとして、出版、医師、芸術家などによって構成される団体、計八団体が含まれていた。第Ⅷ部門は、「各州の経済活動に精通した人物」が参議院により任命され、また第Ⅹ部門は、「特別の業績によってドイツ国民経済を際だつて前進させてきた、もしくは前進させるにふさわしい人物」が政府により任命されることになっていた。⁽²⁰⁾

こうした構成から、暫定全国経済協議会はたしかに「全国経済協議会の成員は、全国民の経済的利害の代表者である」(第五条第一項)ことを具現したものであったが、別の観点からすれば、暫定全国経済協議会は使用者代表、被用者代表、その他代表という三つの大きなグループの集合体としてもとらえられるであろう。ただし、第Ⅶ—Ⅹ部門の代表人数の合計が全体の二割にもみたくない五六名であるという点からすれば、この第Ⅶ—Ⅹ部門の実質的役割は、その他の部門における労使間の利害調整にあつたと類推してよいかもしれない。ただし、「暫定全国経済協議会令」によれば、暫定全国経済協議会の理事会 Vorstand は、三グループ同数で構成されることになつて(第七条第一項)し、各種委員会については、三グループ同数構成の原則はなく、最低一名の第Ⅶ—Ⅹ部門代表が加わればよいことになつて(同条第八項)にすぎなかつたけれども、実際のところ、実現した各種委員会はすべて三グループ代表同数構成になつており、⁽²¹⁾実務面においては三グループの数の均衡がはかられてい

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

(表 1)

部 門	使用者側選出組織	人数	被用者側選出組織	人数	その他の選出組織	代 表 用 人 数 者	代 被 用 人 数 者	
I (1)	ドイツ農業会議	11	ドイツ農業労働者組 合	13	ドイツ全国林業会 議	3	3	
	農業経営者同盟	} 4	ドイツ林業・農業・ 葡萄酒従事者中央組 合	5				
	ドイツ土地同盟		} 3	ドイツ農場官吏全国 組合				} 3
	ドイツ農民協会連盟	4		林業・農業職員組合				
	ドイツ農民同盟	3		農業経営研究全国組 合				1
	(小計)	22	(小計)	22	(小計)	3	3	
II	ドイツ造園業連合	} 1	ドイツ園芸労働者組 合	} 1	—	—	—	
	ドイツ園芸全国連合		ドイツ庭師組合					} 1
			ドイツ個人庭師組合					
	ドイツ外洋漁業経済 協会	} 1	ドイツ運輸労働者組 合・海運部	1				
	ドイツ海洋漁業連合		ドイツ淡水漁業組合	1				
ドイツ海洋・沿岸漁 業全国協会	} 1							
ドイツ漁業連盟								
	(小計)	3	(小計)	3	(小計)	—	—	
III	ドイツ工業・商業会 議	10	—	—	中央労使労働共同 体	21	31	
					全国石炭協議会	2	2	
					全国カリ協議会	1	1	
	(小計)	10	(小計)	—	(小計)	24	34	
IV	ドイツ銀行業中央連 合	2			ハンブルクのドイ ツ消費協会を含む 労使労働共同体	10	22	
	ドイツ協同組合銀行 連合	1						
	私的保険業全国連合	1						
	ドイツ工業・商業会 議	} 8						
	小売業仕入れ協同組 合							
	(小計)	12	(小計)	—	(小計)	10	22	

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

V	郵便管理局	1	郵便・電報従事者中央組合 ドイツ運輸労働者組合 ドイツ郵便・電報労働者組合	1	運輸・交通中央労使労働共同体(2)	8	8				
	鉄道管理局	2	ドイツ鉄道組合 ドイツ鉄道労働組合 鉄道一般組合	1							
	ドイツ都市会議	2	自治体・国家現業労働者組合 ドイツ運輸労働者組合 ドイツ自治体現業労働者・鉄道労働者中央組合	2							
	参議院（ライヒスラート）指名の自治体代表	2	同上	2							
	ドイツ貯蓄銀行連合	1	ドイツ官吏組合 職員労働組合	1							
	信用機関連合	1	ドイツ職員労働組合 総連合	1							
	(小計)	9	(小計)	9				(小計)	8	8	
	VI (3)	ドイツ手工業全国連合	16	——				—	中央労使労働共同体	—	16
	(小計)	16	(小計)	16				(小計)	—	16	
	VII	ドイツ旅館・飲食店連合	1	旅館・飲食店従業員組合 ドイツ給仕組合				1	——	—	—
(小計)	1	(小計)	1	(小計)	—	—					

Reichs-Gesetzblatt, 1920. S. 858-865 より作成。

- (1) これらの分類以外に、「家族農営代表、自給農地面積内で経営する小農地所有者代表」計14名である。内訳は、ドイツ農業協同組合全国連合およびドイツ・ライプハイゼン農業協同組合一般連合より7名、ドイツ農民組織全国連合協同組合より1名、ドイツ農業労働者組合より3名、ドイツ林業・農業・葡萄畑労働者組合より3名である。また、ドイツ農業協同組合全国連合およびドイツ・ライプハイゼン農業協同組合一般連合によって指名された農業協同組合代表者4名がこれに加わり、農業部門だけで計62名になる。
- (2) この数字は、中央労使労働共同体によって指名される代表人数を合算した数字である。その内訳は、海運（労使各5名）、運輸（労使各2名）、鉄道（労使各1名）である。ただし、鉄道部門はこの他にも選出組織がある。
- (3) この他に手工業協同組合連合より4名が代表として選出される。

つぎに暫定全国経済協議会の具体的任務がどう規定されていたかを見ておこう。「暫定全国経済協議会令」によれば、暫定全国経済協議会の任務は、第一に基本的に重要な社会・経済政策の法案の諮問答申、第二に同内容の法案の提出（以上、第一条第一項）、第三に憲法で予定された労働者評議会、企業家代表機関、経済協議会それぞれの設置にあたって協力すること（第一条第二項）、以上は憲法第一六五条ですでに規定されていた内容であったが、さらにこれらに加えて、経済的および社会的諸問題に関する政府、あるいは政府委託機関によって収集された情報を利用する権利、提示させる権利を有していた（第二条）。これらの四事項が暫定全国経済協議会の基本的機能である。

「暫定全国経済協議会令」は、このような機構・任務のほかに、政府との関係も規定していた。すなわち、政府の委任する代表が全国経済協議会全体会議および各委員会への立ち入りが常時許されていること、ならびに総会、委員会の要請に応じて出席できること（第一〇条第一・二項）、がそれであった。

三 「暫定全国経済協議会令」に内在する問題点

このような組織機構・任務が「暫定全国経済協議会令」では規定されていたが、問題はこうした基本的枠組みの中で、どれだけ暫定全国経済協議会が活動できるかという点でなければならないであろう。この点について、「暫定全国経済協議会令」から汲みとりうる問題索出の視点を提示しておくことで、本節をまとめておきたい。

第一。つぎに述べる点は、本来暫定全国経済協議会の実際の活動とは別の次元での純粹に形式的な把握である

けれども、暫定全国経済協議会に何らかの限界があったとすれば、それはすでに以下で見る条文の中に胚胎していたと考えてもよい。それは「暫定全国経済協議会令」第一条、とくにその第一項の問題である。「暫定全国経済協議会令」第一条第一項は重要法案に関する暫定全国経済協議会の諮問答申権を謳っていた。第一条第一項前文は以下のとおりである。

「基本的に重要な社会政策的および経済政策的法案は、その法案提出以前に政府によって、全国経済協議会に対して諮問のために、提出されねばならない（傍点は引用者）。それ（全国経済協議会—引用者）はかかる法律案をも提出する権利を有する。」

第一に、この第一文の傍点の部分は、'vorgelegt werden sollen'、つまり当為を意味する表現である。つまり政府には法案提出が義務づけられているわけではないのであって、この一文が何らの強制力をもつものではないことが指摘されるであろう。したがってこの点については、ナップ—ツィンとともに「政府の法律案提出義務は原則的には……著しく限定されていた」と言うことができる。⁽²³⁾ 第二に、第二文において問題となるのは、暫定全国経済協議会が法案を提出する際に、それを受け取る義務が政府にあるのか否か、という問題である。この点について、「暫定全国経済協議会令」はこれ以上規定していないから、暫定全国経済協議会が提出した法案の受け入れ判断は、ひとえに政府に委ねられるということになる。

この指摘はあくまでも「暫定全国経済協議会令」という法の形式的な側面からなされるものであるが、暫定全国経済協議会と関連する当時のさまざまな問題を考察する際、つぎのような意味からきわめて慎重に取り扱わなければならないであろう。それは、政策主体に関わる問題である。暫定全国経済協議会は、上述のような機能を

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

有しており、しかも国家から監督・行政権限を委譲されることになっていた（憲法第一六五条第五項）から、暫定全国経済協議会はたとえ政策主体の中心ではなく周辺に位置していたにせよ、それは政策主体の一翼を担いうるものとして把握される。しかし、問題はこの主体としての影響力をどこまで及ぼしえたかである。つまり、その点では、暫定全国経済協議会と政府・行政サイドとの関係が問題とされねばならない。これは、別の観点からすれば、暫定全国経済協議会と外部の、つまり他の政策主体との対抗あるいは協力関係の問題である。これらの点については資料の個別的検討を必要とせねばならないであろう。

第二。上にあげた問題が暫定全国経済協議会の対外部問題であるとすると、他に内部的問題への視点も生じるであろう。暫定全国経済協議会の基本的機能とは、政策合意形成にむけて利益団体の参与と情報の公開とを各団体に保障するという機能にほかならない。しかし、まさにその理由で、暫定全国経済協議会内部、具体的レベルは各委員会内部において、各団体間の利害が直截に表出し、それらの調整をせねばならなかったと思われる。そのあらわれ方は、おそらくつぎの二とおりが想定できようであろう。

ひとつは、使用者代表と被用者代表の利害表出である。当時の全国経済協議会の活動を展望的に見た場合、次節であげる若干の例のように、そこから読み取れるのは、労使関係をめぐる多くの問題が全国経済協議会の議論の中心のひとつを構成していたということである。そこでは必然的に使用者代表との関係が直截的に前面に押し出されざるをえないであろう。

他のひとつは部門代表間の利害対立である。この点については、すでに「命令」を審議する過程のなかで問題になっていたが、つぎのような例がその典型であろう。政府ははじめの案から農林業代表と工業代表とを同人数

にしていた。「命令」を審議していた「国民経済委員会」で政府代表が述べたところによると、そのような措置をとったのは、「それぞれの団体を、それらの経済的意義に依じて全国経済協議会に代表させるように」する意図からであった。⁽²⁴⁾

以上のような二つの問題が、各利益団体の対抗という側面で表出するか、協調という側面で表出するか、あるいはこうした問題はほとんど生じなかったのかどうか、あるいは生じなかったとすればそれはいかなる理由によるものか、などについても個別的な検討が必要になる。

- (1) フェーグラーは、シュティネス Hugo Stinnes の右腕として戦前から石炭・鉄鋼業において指導者的地位を占め、シュティネスの死（一九二四年）後、一九二六年に合同製鋼を設立し、また当時ドイツ人民党の代議員として国民議会に参加していた。シュティネス、フェーグラーをはじめとするドイツの独占資本に関しては、たとえば、吉田和夫『ドイツ合理化運動論』、ミネルヴァ書房、一九七六年、とりわけ、第一部第二章を参照。
- (2) Verhandlungen der verfassungsgebenden Deutschen Nationalversammlung, 329. Bd., Stenographische Berichte. Von der 71. Sitzung am 31. Juli 1919 bis zur 90. Sitzung am 3. Oktober 1919, Berlin 1920, Sp. 2491f. (80. Sitzung.)
- (3) 拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」前掲誌、一一一ページ以下参照。
- (4) Vgl. G. Bernhard, a. a. O., S. 49.
- (5) A. F. Napp-Zinn, a. a. O., S. 89. ただし、この案が公表されたかどうかについては今のところはっきりしない。
- (6) Ebeada.
- (7) この委員会は、一九一九年四月一七日制定の「移行経済を目的とした立法の略式に関する法律」にもとづいて設置
全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

されたものである。法の内容は、戦時経済から平和経済への移行を規制するために、必要とされ、緊急とされる法的措置を政府は命令することができるが、そのためには国家委員会もしくは国民議会が選出した二八人の委員会の同意が必要であるというものである。報告書署名を見れば、全国経済協議会の命令を出すにあたっては、後者の二八人委員会が審議にあたったと思われる。本法律の条文は、以下参照。Reichs-Gesetzblatt, 1919, S. 394. (Gesetz über eine vereinfachte Form der Gesetzgebung für die Zwecke der Übergangswirtschaft.)

- (8) Verhandlungen der verfassunggebenden Deutschen Nationalversammlung, 343. Bd., Anlagen zu den Stenographischen Berichten (Nr. 2676 bis 3076), Berlin 1920, [Abk.: „Verhandlungen, 343. Bd.“] Sp. 3102ff. (Nr. 2794).

- (9) ここでは、名称のことについておきかた。全国経済協議会に関する「命令」の審議にはいってから、全国経済協議会は、「命令」においては「準備的な vorbereitend」ものとこまる、という方針で設置が検討された。この「準備的全国経済協議会 vorbereitender Reichswirtschaftsrat」という名称が、「暫定全国経済協議会」となったのは、「国民経済委員会」が三月九日に検討して変更した結果であった。Vgl. ebenda, Sp. 3117. (傍点は筆者による。)

- (10) Vgl. G. Bernhard, a. a. O., S. 50.

- (11) Vgl. „Verhandlungen, 343. Bd.“, Anlage I. (Entwurf einer Verordnung über den vorbereitenden Reichswirtschaftsrat), Sp. 3118ff.

- (12) ちなみに、政府案が提出されて以後開催された二月五日の委員会において報告されたこの種の陳情件数は、「まったく同様の指向がある」として報告書にその陳情団体名しかあげられていないものも含めて、三四を数えることができてゐる。Vgl. „Verhandlungen, 343. Bd.“, Sp. 3102ff.

- (13) 政府案第一一条において、全国経済協議会に設置される委員会委員数は、「二四名以下」とされていたが、「暫定全国経済協議会令」ではこれが「三〇名以下」に修正されている。なお、「暫定全国経済協議会令」全文は以下に掲載。Reichs-Gesetzblatt, 1920, S. 858ff.
- (14) Vgl. „Verhandlungen, 343. Bd.“, Sp. 3106f.
- (15) Vgl. ebenda, Sp. 3107.
- (16) 本節注(6)参照。
- (17) Vgl. „Verhandlungen, 343. Bd.“, Sp. 3111.
- (18) Vgl. Jürgen John, Art. Deutscher Städtetag, in: Dieter Fricke (Hrsg.), Lexikon zur Parteiengeschichte. Die bürgerlichen und kleinbürgerlichen Parteien und Verbände in Deutschland (1789-1945), 2. Bd., S. 311ff. など。「ドイツ都市会議」は、第V部門において使用者代表として二人の代表者を出している。
- (19) Vgl. Gerhard Müller u. Herbert Schwab, Art. Deutscher Bauernbund, in: ebenda, S. 33ff.
- (20) 実際に第X部門に任命された人物を調べてみると、ホルクナー Heinrich Herkner、ハイデ Ludwig Heyde、シャマーレンツェン Eugen Schmalenbach、ゴ、半数の六人が大学教授であり、他の六人のうちマックス・コーエン Max Cohen とフマイラー Arthur Feiler を除く四人が博士の肩書をもっていた。その中には、のちに大蔵大臣になるベルンマーデイング Rudolf Hilferding も含まれていた。なお、暫定全国経済協議会構成員は、シュネーベルトによって復刻出版されたこの資料を確認できる。Werner Schubert (Hrsg.), Protokoll über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats, 3. Bd., Drucksachen, Frankfurt am Main 1987, Drucksache Nr. 1.
- (21) 「暫定全国経済協議会令」は、具体的にどのような委員会を設置すべきかについては規定していないが、暫定全国経済協議会招聘後ただちに設置された経済政策委員会、社会政策委員会について見てみると、いずれも計三〇名の全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

委員で構成され、各グループから一〇名ずつが選出されていた。Ebenda. Drucksache Nr. 5a. u. 5c.

(22) なお、「暫定全国経済協議会令」第一条第四項において、委員会には被用者が使用者と「同じ強さで」参加しなければならぬという義務規定がある。

(23) A. F. Napp-Zinn, a. a. O., S. 93.

(24) Vgl. "Verhandlungen. 343. Bd.", Sp. 3108.

四　むすびにかえて

暫定全国経済協議会は、第一回の全体会議を一九二〇年六月三〇日に開催し、そこで理事会を選出したあと、みずからの組織整備にとりかかった。「暫定全国経済協議会令」第一条第三項では、すでに経済政策、社会政策の諸問題に関する討議をするための常任委員会の設置を予告していたが、この委員会として経済政策委員会と社会政策委員会が設置され、活動の第一歩を踏み出すことになった。暫定全国経済協議会の基本的な組織構造は、一九名で構成される理事会、各種の委員会、および全構成員による全体会議から成っていた。活動的な委員会としては、確認できる資料にもとづけば、上記の委員会の他に、住宅制度委員会、財政政策委員会、賠償問題委員会などの名をあげることができる。⁽²⁾ いま、一例として社会政策委員会をとりあげてみれば、そこでなされた審議のうちでも全体会議の議題として提起されたものを見ると、労働時間・仲裁規則・社会保険に関する法案審議、⁽³⁾ などがある。

しかし、一九二三年六月三〇日の第五八回全体会議を最後として、以降、暫定全国経済協議会の全体での活動

は停止した。全体会議が途絶えたのは、協議会事務局員などの人員削減が実施されたことに象徴されるように、当時の政府がうちだした財政緊縮措置が暫定全国経済協議会にも適用されたことによるものであった。こうした状況について、当時のドイツ労働組合総同盟委員長ライパルト Theodor Leipart はつぎのように述べている。「政府の財政緊縮措置によって、一九二四年初頭以来、暫定全国経済協議会はほとんど完全にその活動を停止させられたままになっている。メンバーの三分の二については、彼らの権利が奪い取られ、いかなる協動からも排除されている」⁽⁴⁾。暫定全国経済協議会はそれ以降、「暫定的」から「最終的 ending」な機関になるべく、内部で検討がなされ、また一九二八年六月には組織縮小をその内容とした全国経済協議会整備のための法案が国会（ライヒスターク）に上程されたが、結局はそれも実現することなく、一九三四年三月三一日をもって解散にいたる⁽⁵⁾。

以上のような暫定全国経済協議会の活動の実態やそれに関する政策、あるいは参加諸団体の関わり方、などについての考察は本稿の課題を超えており、また別の機会に考察を試みなければならない。そこで以下では、ここまでの考察をまとめるとともに、その中から生じる課題を提示することで、本稿のむすびにかえたいと思う。

本稿の考察において明らかにしたのは、暫定全国経済協議会は、第一次大戦直後に経済省が推進しようとしていた共同経済の一環として構想されていた、という点である。したがって、暫定全国経済協議会は、第一次大戦後の同じ時期に生じていた労使労働共同体形成の動きと同じく、当時、自然発生的に起こったレーテ運動とははるかに離れた地点で形成されたと言わねばならない⁽⁶⁾。その点を明確にするためにも、本稿では、暫定全国経済協議会を背後で支えていた共同経済の理念を検討することが不可欠であった。そこで描かれた経済社会の基本構図

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

とは、企業家、労働者、消費者などの利益団体を最小の構成単位とし、それらを地域別・部門別にいわゆる「下から」上へと漸層的に積み上げる形で構成された各自治団体組織の垂直的統合体であった。その頂点に位置するのが全国経済協議会にはかならなかつたのである。

しかし、全国経済協議会が「暫定的」ながらも現実になる過程で、かの共同経済の理念が貫徹しえたかという点については、必ずしもそうとは言えない。とりわけ、ヴィッセルが経済相を辞任して以後の政府方針は、第一次大戦前からの諸団体代表システムをそのままの形で継承し、それを協議会の体系に適用しようとしていた状況も認められたから、ヴィッセルの理念が広く受け入れられたとはけつして言えないであろう。

そこで、第一につきのような問題が提起される。ここで見落としてならないと思われるのは、当時のヴィッセルがおかれていた特殊的立場である。ヴィッセルは経済相を退いて（辞任は一九一九年七月二日）からほとんど間をおくことなく、自分の経済政策に関する文書や演説を収めた書物の発行を準備していた。その「序」を書き終わつた（一九一九年七月二五日）ころ、彼のもとに社会民主党幹部会から彼の「計画経済」を批判するパンフレットが届いた。これは「社会化と計画経済（Sozialisierung und Planwirtschaft）」と題するもので、そこでは「計画経済の構想は巧妙で、しかも見え透いている」という強い調子でヴィッセルの理念が批判されて⁷⁾いた。この一事をもつてしても、ヴィッセルはドイツ社会民主党内において、かなり孤立した存在であつたということが推察される。実際のところ、それ以降も彼は、自分の政策理念を出版物をとおして発表し続けた⁸⁾から、自己の理念をあくまで貫徹しようとして孤独に闘う社会民主主義者像が、その中から浮かび上がってくるように思われる。かかる状況は、ヴィッセルの政策思想そのものの考察と、それを踏まえた上でヴィッセルの思考が当時の他の思考の中

でどのような位置をしめていたのかについての考察を、われわれに要請するであらう。

第二の問題点は暫定全国経済協議会の評価に関する問題である。これまでの考察だけで全国経済協議会の歴史的位置を確定できるわけではない。今後さらに、その実態の解明が必要であるが、その初発にはらまれていた問題点を探り出しおくことは暫定全国経済協議会の歴史的位置を考える上でも重要であらう。とくに、冒頭でとりあげた経済民主主義論や社会有機体論からする暫定全国経済協議会のとらえかたに対しても、こうした作業は、一定の視角を与えるものと思われる。つまり、暫定全国経済協議会構想とこれらの議論における暫定全国経済協議会把握との間にある乖離を浮き出させることにより、その議論自体の歴史的な認識の妥当性もはかられるのではなからうか。例として、わたくしが以前から取り組んできた経済民主主義論をあげれば、ナフタリの『経済民主主義』は、労働者・労働組合が暫定全国経済協議会に参加する、つまり「積極的に協動する」ことをとおして、「経済の最も重要な担い手であることを認識」し、「〔経済運営の〕共同責任の喜び」を感じるにいたらしめる、として暫定全国経済協議会をポジティブに評価した⁽⁹⁾。そこで問題は、かかる評価が暫定全国経済協議会の意図をどれほど汲み尽くした上でなされたか、という点に向けられることになるであらう。この点を考察することは、とりもなおさず、その議論の中に含まれていた認識の限界性を提示することになるのではあるまいか。

(1) 本稿第三節、注(21)、参照。

(2) 一九二二年一月一日の時点において、各種委員会の小委員会も含めれば、全部で二六委員会が設置されていた。

Vgl. Schubert, Protokoll……: 3. Bd., Drucksache, Nr. 125 (2. Ausgabe) など、同じく用いた「活動的」という意味は、全体会議に議題を提案した回数の方を基準にしている。それについては、全体会議すべての議題にわたっ

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」

て、誰によってもしくはどの委員会によって提出されたかを調査したうえで基準が設定されるべきであるが、ここでは一五回以上議題を提出した委員会をあげている。

(3) これらは具体的にはつぎの議題を指している。なお、() 内の数字は、議題になった全体会議回数とその開催年月である。

- ・ 婦人の出産前後の仕事、八時間労働日および週四八時間労働、青少年の残業について (第一四・一五回、一九二一年二月)
 - ・ 仲裁規則法案について (第二三回、一九二二年一〇月、第三一・三二回、一九二二年二月)
 - ・ 年金受給者援助のための廃疾保険よりの引出し緊急措置について (第二八回、一九二二年一月)
 - ・ 産業労働者の労働時間に関する法案について (第四七―四九回、一九二二年二月)
 - ・ 職員労働時間法案について (第五三―五六回、一九二三年一〇月)
 - ・ 一時失業者労働保険に関する法案について (第五四―五六回、一九二三年三月および五月)
- (4) Theodor Leipart, Gewerkschaften und Reichswirtschaftsrat, in: Die Arbeit. Zeitschrift für Gewerkschaftspolitik und Wirtschaftskunde, I. Jg., 1924, S. 193.
- (5) Vgl. A. F. Napp-Zinn, a. a. O., S. 109ff.
- (6) この点については、拙稿「労使労働共同体構想と自由労働組合」前掲誌、一三五ページ以下参照。
- (7) この点については、vgl. R. Wissell, Einleitung (Nachschrift), in: „Wirtschaftspolitik“, S. 17. また、ドイツ社会民主党幹部会によるこのハンノキ「エッセ」は、ebenda, S. 135ff. に収録されている。
- (8) たかやま、彼らよりのこのエッセイな出版物をめぐっての調査報告。R. Wissell, Kritik und Aufbau. Ein Beitrag zur Wirtschaftspolitik der letzten zwei Jahre, Berlin 1921.; R. Wissell und Alfred Stremer, Ohne Planwirtschaft

kein Aufbau, Stuttgart 1921.

- (9) Vgl. Fritz Naphthali, Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel, hrsg. u. eingel. von Rudolf Kuda, 4. mit einer neuen Einführung, verschene Aufl., Köln und Frankfurt am Main 1977, S. 143-147. 前掲邦訳書 一四九—一五四—頁。

付記 本論文は一九八九年度成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。